

規則別表第1 許可の基準（条例第八条関係）

1. はり紙、はり札等、広告幕、立て看板等、電柱類広告物、移動広告物及びアドバルーン

広告物等の種類	広告物等の大きさ等	表示又は設置の方法等
はり紙 はり札等	面積が1平方メートル以内であること	同一のものを2枚以上続けてはり付け又はつり下げないこと
広告幕	<p>1 懸垂状のものにあつては、幅が1.8メートル以内で、かつ、長さが20メートル以内であること</p> <p>2 横断状のものにあつては、幅が0.9メートル以内であること</p> <p>3 電力柱、電信電話柱、街路灯柱又は軌道柱（以下「電力柱等」という）に表示し、又は設置するものにあつては、幅が0.6メートル以内で、かつ、長さが1.8メートル以内であること</p> <p>4 アーケードの支柱、はりその他これらに類するものに表示し、又は設置するものにあつては、次の要件に適合するものであること</p> <p>(1) 横断状のものにあつては、幅が0.9メートル以内であること</p> <p>(2) その他のものにあつては、幅が1メートル以内で、かつ、長さが2メートル以内であること</p>	<p>1 建築物の壁面を利用して表示し、又は設置するものにあつては、建築物の窓又は開口部をふさいで表示し、又は設置するものでないこと</p> <p>2 横断状のものにあつては、地上からその最下端までの距離が4.5メートル以上であること</p> <p>3 電力柱等に表示し、又は設置するものにあつては、次の要件に適合するものであること</p> <p>(1) 電力柱等に取り付けられた支柱に添架するものであること</p> <p>(2) 同一の電力柱等に3個以上の広告物等を表示し、又は設置しないこと</p> <p>4 広告旗にあつては、地上からその最上端までの距離が3メートル以内であること</p>

規則別表第1 許可の基準（条例第八条関係）

	5 広告旗にあつては、幅が0.6メートル以内で、かつ、長さが1.8メートル以内であること	
立て看板等	面積が3平方メートル以内で、かつ、高さが3メートル以内であること	容易に倒伏等をしないように固定すること
電柱類広告物	<p>1 電力柱等に表示し、又は設置するものにあつては、次の要件に適合するものであること</p> <p>(1) 巻型のものにあつては、巻き幅が0.9メートル以内で、かつ、長さが1.8メートル以内であること</p> <p>(2) そで型のものにあつては、幅が0.5メートル以内、長さが1.8メートル以内及び電力柱等から水平方向に突き出している部分の長さが1メートル以内であること</p> <p>2 消火栓標識に添架して表示し、又は設置するものにあつては、幅が0.8メートル以内で、かつ、長さが0.4メートル以内であること</p> <p>3 バス停留所標識に添架して表示し、又は設置するものにあつては、幅が0.45メートル以内で、かつ、長さが当該バス停留所標識（支柱等の部分を除く。）の高さの3分の1以内であること</p>	<p>1 電力柱等に表示し、又は設置するものにあつては、次の要件に適合するものであること</p> <p>(1) 巻型のものにあつては、地上からその最下端までの距離が1.2メートル以上であること(2) そで型のものにあつては、地上からその最下端までの距離が2.5メートル（広告物等が車道に突き出ている場合にあつては、4.5メートル）以上であること</p> <p>(3) 同一の電力柱等に3個以上の広告物等を表示し、又は設置しないこと</p> <p>2 消火栓標識に添架して表示し、又は設置するものにあつては、地上からその最下端までの距離が2.5メートル（広告物等が車道に突き出ている場合にあつては、4.5メートル）以上であること</p>
移動広告物	表示面積の合計が40平方メートル以内であること	1 車体に直接屋外広告物の内容を塗り書きし、若しくは密着し、又は広告物等をはり付けるものであること

規則別表第1 許可の基準（条例第八条関係）

		<p>2 蛍光性、発光性又は反射効果を有する塗料又は材質を使用しないこと</p> <p>3 特殊照明装置を使用しないこと</p>
アドバルーン	<p>気球から懸垂して屋外広告物の内容を表示する部分の幅が1.8メートル以内で、かつ、長さが20メートル以下であること</p>	<p>1 掲揚高度が地上から20メートル以上で、かつ、50メートル以内であること</p> <p>2 掲揚時に電線、煙突その他の施設に接触するおそれのない位置に表示すること</p>

規則別表第1 許可の基準（条例第八条関係）

2 固定広告物

広告物等の種類	基準の区分	共通基準	第1種許可地域並びに第2種許可地域及び第3種許可地域（公共施設等の敷地（官公署、学校、図書館、公民館、博物館、美術館、体育館、変電所その他市長が指定する施設の敷地をいう。以下この表において同じ）に限る）	第2種許可地域（公共施設等の敷地を除く。）	第3種許可地域（公共施設等の敷地を除く。）
建築物等の壁面に表示し、又は設置する広告物等（以下「壁面広告物」という。）	広告物等の大きさ等	<p>1 壁面広告物が壁面の上端から上方へ突き出す場合にあつては、当該壁面から突き出している部分の長さが1メートル以内であること</p> <p>2 壁面広告物が壁面から水平方向に突き出す場合にあつては、当該壁面から突き出している部分の長さが1.5メートル以内で、かつ、当該部分のうち道路上</p>	建築物等の壁面について、その1面につき、当該壁面に表示し、又は設置する壁面広告物の面積の合計が当該壁面の面積の6分の1以内であること	<p>1 建築物等（バス停留所の上屋を除く。）の壁面について、その1面につき、当該壁面に表示し、又は設置する壁面広告物の面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以内であること</p> <p>2 バス停留所の上屋の壁面に表示し、又は設置するものにあつては、1個の壁面広告物の面積が1面につき2平方メートル以内であること</p>	

規則別表第1 許可の基準（条例第八条関係）

		<p>に突き出している部分の長さが1メートル以内であること</p> <p>3 壁面広告物が道路上に突き出している場合にあつては、地上から当該壁面広告物の最下端までの距離が2.5メートル（当該壁面広告物が車道上に突き出ている場合にあつては、4.5メートル）以上であること</p>			
	表示又は設置の方法等	建築物の窓又は開口部をふさいで表示し、又は設置するものでないこと	自家用広告物であること	バス停留所の上屋の壁面に表示し、又は設置するものにあつては、街並みに調和し、周辺の景観を損なうおそれのないものであること	
建築物等の屋上に表示し、若しくは設置する広告物等（以下「屋上広告物」という。）	広告物等の大きさ等	/	1 屋上広告物の1面の面積が、当該屋上広告物を表示し、又は設置する建築物等の壁面のうち面積が最大のものの面積の6分の1以内であり、かつ、当該建築物等の屋上に表示し、又は設置する屋上広告物の面積の合計が当該建築物等の壁面面積	1 屋上広告物の1面の面積が、当該屋上広告物を表示し、又は設置する建築物等の壁面のうち面積が最大のものの面積の3分の1以内であり、かつ、当該建築物等の屋上に表示し、又は設置する屋上広告物の面積の合計が当該建築	1 屋上広告物の1面の面積が、当該屋上広告物を表示し、又は設置する建築物等の壁面のうち面積が最大のものの面積の3分の1以内であり、かつ、当該建築物等の屋上に表示し、又は設置する屋上広告物の面積の合計が当該建築

規則別表第1 許可の基準（条例第八条関係）

			<p>の合計の6分の1以内であること</p> <p>2 屋上広告物の長さが、地上から当該屋上広告物の最下端までの距離以下で、かつ、5メートル以内であること</p>	<p>物等の壁面面積の合計の3分の1以内であること</p> <p>2 屋上広告物の長さが、地上から当該屋上広告物の最下端までの距離以下で、かつ、10メートル以内であること</p>	<p>物等の壁面面積の合計の3分の1以内であること</p> <p>2 屋上広告物の長さが、地上から当該屋上広告物の最下端までの距離以下で、かつ、20メートル以内であること</p>
	表示又は設置の方法等	<p>1 同一の建築物等に5個以上の広告物等を表示し、又は設置しないこと</p> <p>2 建築物等の壁面の垂直直上面を超えて突き出すものでないこと</p>	自家用広告物であること		
独立して地上に表示し、又は設置する広告物等（以下「地上広告物」という。）	広告物等の大きさ等		<p>1 面積が次の要件に適合するものであること</p> <p>(1)地上広告物が自家用広告物である場合にあつては、当該地上広告物の面積が、1面につき5平方メートル以内で、かつ、合計が10平方メートル以内であること</p>	<p>1 面積が次の要件に適合するものであること</p> <p>(1)地上広告物が自家用広告物である場合にあつては、当該地上広告物の面積が、1面につき30平方メートル以内で、かつ、合計が60平方メートル以内であること</p>	<p>1 面積が次の要件に適合するものであること</p> <p>(1)地上広告物が自家用広告物である場合にあつては、当該地上広告物の面積が、1面につき50平方メートル以内で、かつ、合計が100平方メートル以内で</p>

規則別表第1 許可の基準（条例第八条関係）

			<p>(2)地上広告物が自家用広告物以外の広告物等の場合にあつては、当該地上広告物の面積が、1面につき5平方メートル以内で、かつ、合計が10平方メートル以内であること。ただし、一個の広告物等に複数の屋外広告物（面積が5平方メートル以内のものに限る。）を表示する地上広告物にあつては、当該地上広告物の面積が、1面につき10平方メートル以内で、かつ、合計が30平方メートル以内であること。</p> <p>2 地上から地上広告物の最上端までの距離5メートル以内であること</p>	<p>(2)地上広告物が自家用広告物以外の広告物等の場合にあつては、当該地上広告物の面積が、1面につき20平方メートル以内で、かつ、合計が40平方メートル以内であること</p> <p>2 地上から地上広告物の最上端までの距離が15メートル以内であること</p>	<p>あること</p> <p>(2)地上広告物が自家用広告物以外の広告物等の場合にあつては、当該地上広告物の面積が、1面につき40平方メートル以内で、かつ、合計が80平方メートル以内であること</p> <p>2 地上から地上広告物の最上端までの距離が20メートル以内であること</p>
	表示又は設置の方法等		自家用広告物以外の広告物等である場合にあつては、次の要件に適合するものであ		

規則別表第1 許可の基準（条例第八条関係）

			<p>ること</p> <p>(1) 店舗、事務所、工場等（以下この表において「店舗等」という。）の案内誘導を目的とするものであること</p> <p>(2) 誘導先である店舗等から5キロメートル以内に表示し、又は設置するものであること</p> <p>(3) 同一の店舗等を誘導先とする広告物等を500メートル以内に2個以上表示し、又は設置しないこと。ただし、当該広告物等から500メートル以内において複数の道が交差している場合にあつては、この限りでない。</p>	
--	--	--	--	--

規則別表第1 許可の基準（条例第八条関係）

備考

1 広告物等の面積の算出方法は、次によるものとする。

(1) 平面状の屋外広告物にあつては、表示面（外わくの部分を含む。）又は屋外広告物を掲出する物件（支柱等の部分を除く。）の1面ごとに算出した面積をそれぞれ当該屋外広告物の面積とする。

(2) 曲面状、球面状又は円筒状の広告物等にあつては、表示方向から見た場合における当該広告物等の投影面積について前号の規定により算出した面積を当該広告物等の面積とする。

(3) 1個の内容について複数の広告物等により表示する場合にあつては、一個の広告物等につき第1号又は前号の規定により算出した面積に当該広告物等相互間の空間の面積を加えた面積を当該広告物等の面積とする。

(4) 電車若しくは自動車の車体又は建築物等の壁面に塗り書き、浮文字等により表示する広告物等にあつては、当該文字の外わく線内の部分について第1号又は前号の規定により算出した面積を広告物等の面積とする。

2 面積を算出する場合において小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。